

2025年 9月19日

議員研修報告書

赤穂市議会

議長 西川 浩司 様

議員氏名 荒木 友貴

下記のとおり、研修会に参加しましたので、報告します。

記

1. 実 施 日

第16回生活保護問題議員研修会

「地域から変える 生活保護をあたりまえの権利に」

2025年8月23日(土) 10:00～16:40

生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会 主催

講師：桜井 啓太氏（立命館大学・生活保護情報グループ）他

※ただし、当日現地参加・オンライン視聴ができないため、後日記録動画により視聴（2025年8月29日(金)録画配信）

2. 調査地または開催地

ポートメッセなごや コンベンションセンター3階(コンベンションホールA)

愛知県名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

※後日動画視聴

別 紙

研修会名 第16回生活保護問題議員研修会

「地域から変える 生活保護をあたりまえの権利に」

【目 的】

本年度、最高裁が2013年から2015年に行われた生活扶助基準改定に対する違法性を認め、保護費減額処分の取消しを命じる画期的な判決を出した。その一方で物価高騰や猛暑による影響もあり生活保護受給者を取り巻く状況は厳しく、国（厚労省）、地方自治体それぞれのレベルで課題解決が求められている。また、全国的に生活保護行政を巡る違法・不適切な運用が行われている実態も指摘されており、最新の情報を把握し市民の暮らしの改善に役立てようと思い受講した。

【研修会内容】

(1) 記念講演1 「データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響」

講師：桜井 啓太氏（立命館大学産業社会学部准教授）

生活保護は、国の責任によって国民の生存権を保障する制度であるが、実際の運用は実施機関（自治体、福祉事務所）の裁量に任されているため、実態として自治体間格差が生じている。群馬県桐生市で悪質な水際作戦が行われたことが問題になったが、生活保護行政の運用に関する基礎的なデータが公開されていないことが問題を捕捉しづらくする要因となっている。例えば年度ごとの生活保護件数が公開されていても、相談件数と申請件数の両方が公開されている訳ではないといった基礎データの課題がある。個々の被保護者に関する訴訟等を通じ、点から面へと生活保護行政の改善を広げる動きも大切だが、自治体間格差を可視化することにより面から点へと運動を起こすことも必要である。

桐生市では、全国平均と比較して却下・廃止率が極端に高いこと、通院移送費の認定件数の少なさ等から実施機関の違法・不適切な運用が明らかになったが、この問題は決して桐生市だけに留まらない。注意を要する項目として、①保護率の増減、②申請の却下率、③法定期限内（申請日から14日以内）処理がなされているか、④自動車保有の容認状況、⑤通院移送費の状況、⑥扶養照会率が挙げられており、議会の立場からも生活保護へのアクセスが妨げられていないか監視をすることが求められている。

(2) 基調報告「保護基準の引上げと生活保護の最大活用で住民の暮らしを守る ～生活保護の最新情勢から」

講師：吉永 純氏（花園大学教授、全国公的扶助研究会会長）

3年連続の実質賃金マイナスと合わせ、異常な物価高が市民生活を直撃している。2025キッズドア調査によると、困窮子育て世帯（年間の世帯所得300万円未満の世帯が全体の54%を占める）では、昨年より生活が厳しくなり、特に飲食料品の値上げ

により、食費が増えたと全体の90%が回答している。子どもに食べさせるために親は食事を我慢していたり、米がとても不足している（6割以上が回答）、果物類は手の届かない嗜好品になってしまっている状況も読み取れる。また、衣類や靴といった体の成長に合わせて必要な物品に充てる費用も約9割が不足していると回答している。食べ盛りの時期に十分な栄養が取れないことによって身長が伸びなかったり、健康診断で栄養不良などを指摘される傾向も所得が低い世帯ほど高く、影響が顕著に出ている。これらの困窮による子どもへの影響調査は、自治体独自に把握することが必要である。

また、奈良県では今夏の救急搬送のうち、エアコンの設置数や使用状況と紐づけた調査を独自に実施している。搬送者のうち、エアコンの設置なし12.2%、エアコンはあっても不使用39.8%であったとの調査結果が出ている。昨今の猛暑によりエアコン使用は命に関わるため、夏季加算（電気代）とエアコンの設置条件の緩和が全国的な緊急課題である。

「いのちのとりで最高裁判決」は今回勝訴となったが、基準生活費の部分で原告の勝訴となったのは1960年10月の朝日訴訟の1審のみであり大きな意義がある。基準生活費は最後のセーフティーネットの金額を争うものであり、国全体で3,000億円と影響額が大きく、また影響する被保護者の数も多い。判決では、物価下落に基づいて減額を決めたデフレ調整の是非については「専門的知見との整合性を欠き、裁量権の乱用があった」とし処分を違法として減額決定を取り消したものの、未だに生活保護利用者に対する真摯な謝罪や、2013年改定前基準との差額保護費の遡及支給が行われないうなど、判決以後の国の対応には不備があると言われている。

先の桜井講師の講演とも共通するが、生活保護裁判の争点では①国家の基本政策との対峙（生活保護基準、外国人と生活保護の問題）、②生活保護の目的（自立）と補足性原理での対峙（大学生・専門学校生と生活保護、自動車保有と生活保護、扶養と生活保護）があり、裁判により判決が確定しても自治体の運用レベルで旧来の対応が踏襲され改善されていない場合もあるので注意が必要である。

また、先の参院選においても難民、外国人と生活保護及び国保に関する事実に基づかない情報が拡散されたが、ファクトチェックをしっかりと行い議論を行う姿勢が求められる。

（3）報告1「自治体の不適切な運用をなくす ～ 議員活動に期待すること」

講師：田川 英信氏（社会福祉士、生活保護問題対策全国会議事務局次長）

コロナ禍以降、貧困率は高まっているにも関わらず生活保護率及び捕捉率は低いままであり、その背景には社会的な忌避感や行政側の受入体制の不備などにより、生活保護を権利として利用するハードルが未だに高いことが指摘されている。福祉事務所で違法・不適切な運用が起こる要因を分析すると、①研修体制の不備・不足（OJT研修が中心、人権擁護に関する研修不足）、②職員の質の担保ができていない（社会福祉主事の任用資格が必要にも関わらず、約6人に1人が無資格。保護係長にケースワーカー経験者を置き進行管理ができる体制づくりが重要。）、③人事異動サイクルが短い、④職員の総

定数抑制による人員不足、⑤監査（指導検査）の方向性により問題が生じやすい。特に生活保護では濫給防止の意識は働いても、漏給防止に対する意識が働きにくいので、人権侵害がないかチェックが必要である。

各自治体で、生活保護の制度案内（生活保護のしおりやHP）がわかりやすものになっているかや、申請段階で抑止をしていないか、支給できるものを出し渋っていないかといったチェックはすぐ取り組むことができる。また、自治体から国へ生活保護基準の引き上げや夏季加算の創設などに関するの制度改正のための意見書を出すことも有効である。

（４）報告２「自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！」

講師：太田 伸二氏（弁護士、日弁連貧困問題対策本部事務局次長、東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長）

全国的なデータとして、自動車が必要な地方ほど生活保護の利用率が低い結果が出ており、自動車保有が制限されることにより生活保護利用の妨げとなっていると考えられる。自動車は「原則として」制限されているだけで、公共交通機関の利用が著しく困難な場合の通勤や通院等（通学、通所も含まれる）では保有・利用が認められるケースもある。公共交通機関の利用が不便な場合は、「低所得世帯との均衡を逸しない」と福祉事務所が認めた場合に、日常生活のための利用を認めるとしている。日弁連では、処分価値の小さい生活用品としての自動車は、当該地域で70％程度の普及率があることを基準として、原則的に保有を認める通知を出すことを国に求めている。また、生活の足である場合には、自動車の維持費についても生活保護の一時扶助として給付する制度を創設することを求めている。

利用者が自動車の保有を認めてほしいと窓口で説明しにくい場合もあることから、「通院等用自動車保有に関する申立書」のフォーマットを活用し、交渉の支援を行うことも大切である。

（５）記念講演２「ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿」

講師：岩永 理恵氏（日本女子大学教授）

生活保護支給額の過少・過大の報道は後を絶たないが、その背景には生活保護基準額表が非常に複雑であり、システム設計のミスがあっても気が付きにくいという課題がある。ケースワーカー個人の問題とせず、行政の複雑性を軽減していけるように仕組みから変える必要がある。

生活保護の種類は8個あり、それぞれ算定の仕方が異なっている。この中で住宅扶助基準は、一般基準で13,000円以内となっており実費保障されてこなかった経緯がある。また実態に即した形で特別基準を適用する方法を取るのではなく、金額以内の家賃の住宅への引っ越しを促すといった対応が取られてきたことで、一般基準が上限額・限度額として機能してきたという問題点を上げている。

日本全体で最低生活概念が貧しい、最低生活費及び保護費に対する理解が厳しいという現実があるので、MIS法などを用いて「貧困とは」「最低生活とは何か」に対する市民の捉え方自体から共に変えていく試みも求められている。

(6) 報告3「いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告」

講師：小久保 哲郎氏（弁護士、生活保護問題対策全国会議・いのちのとりで裁判全国アクション事務局長）

「いのちのとりで裁判」では全国29都道府県で1,000人を超える原告が立ち上がった。最高裁が、生活扶助基準改定の違法性を認め、保護費減額処分 of 取消しを命じたのは史上初である。下級審判決43件の内原告側が27勝16敗（勝率6割超え）となっており、勝率も異例である。裁判官全員一致でデフレ調整の違法性を認めたことに意義があり、国家賠償請求自体は棄却されたが、本判決については宇賀裁判長の反対意見と林裁判官の補足意見とともに一体的に理解されるべき内容となっている。

(7) 取組みの交流「地方議会での意見書採択等の取り組み交流」

講師：片山 薫氏（小金井市議会議員）

片山議員は東京都小金井市議会において様々な意見書を出し、生活保護問題に関するテーマも度々取り上げている。小金井市議会では、定例会3日前の議会運営委員会で各会派ごとに条例、意見書、決議などの議員案の提案本数をエントリーし、定例会初日の会派代表者会議で会派間の意見書の調整を行い成文化している。議員定数24人のうち、1/12（2人以上）の署名があれば提案できるが、賛同を増やすため会派を超えた声掛けが重要となる。全会一致ではなくても賛成多数で可決となり、議会事務局を通じて関係機関に送付される。定例会ごとに片山議員は複数の意見書を活発に出されてきたそうだが、意見書が議会改革の一環でHP上で公開されるようになったのは最近のことである。同内容の意見書であっても、その時の時勢や意見書内容の伝わりやすさによって会派ごとの賛否が分かれることから、文言の調整には苦心しているとの報告であった。

【所 感】

今回の研修を受け、生活保護行政において基礎自治体のデータを集め、全国的なデータと比較し続ける必要性を痛感した。特に子育て困窮世帯の実態把握や夏季のエアコン設置や電気代の加算は、来年度予算要求に向けて今議論をしておかなければならない課題だと思う。

ケースワーカー一人当たりの抱える生活保護利用者の対応件数は60～80人であり、個々の事例が複雑なため、どの自治体においても人的な課題を抱えている。国の制度改定を落とし込み、現在自治体で行っている運用が適正かを常にチェックすることと同時に、職員の人権擁護意識の強化は組織的にしていかなければならない。また利用者を保護する

ことは当然だが、それと同時に職員を守る対策も取っていかなければならない。その一歩が市民にわかりやすい生活保護制度のしおり作成など行政の見える化であると感じた。

自動車保有に関する問題や、学生と扶養の問題は以前から取り上げられているが、生活保護が実現すべき本来の目的に立ち返って、「自立」を応援できる赤穂市になっているか調査を続けていこうと思う。